

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

虐待防止委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の虐待防止に関する規程に基づき虐待防止委員会に関して必要な事項を定める。

（委員会の構成）

第2条 委員会の委員は、虐待防止を図るための体制として次に掲げる者により構成する。

- （１）虐待防止責任者
- （２）第三者委員
- （３）弁護士
- （４）利用者等を代表する者
- （５）事業所の管理者
- （６）本会職員を代表する者
- （７）前各号に掲げる者のほか、特に本会会長が必要と認めた者

2 委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。

3 委員長は事務局長があたり、副委員長は委員長の指名によるものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第3条 委員の任期は２年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員会）

第4条 委員会は、委員長が招集し、次の各号の内容を定期的に又は虐待発生の都度開催しなければならない。

- （１）虐待発生時の対処に関すること
- （２）虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- （３）その他 委員会の運営において必要と認めること

2 委員会の開催内容については、会議終了後、個人情報に関するものを除き、全職員に周知を行う。

（費用弁償）

第5条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規定並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、本会総務企画課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する
- 2 この要綱は、令和6年8月1日から改正実施する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から改正実施する。